

平成 29 年 2 月 21 日

各位

西日本シティ T T 証券株式会社

高木証券株式会社（東証 2 部：8625）の株式注文受託停止について

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社による高木証券株式会社の普通株式及び新株予約権を対象とした公開買付期間中、当社は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の特別関係者*として、法令に基づき高木証券株式会社株式の買付けが禁止されております。このため、当該公開買付期間中、当社は下記の通り、高木証券株式会社の株式買付注文等をお受けできませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

* 公開買付者との間で特別資本関係を有する者

記

■ 実 施 期 間 ：平成 29 年 2 月 21 日（火）から平成 29 年 4 月 4 日（火）まで

■ 受託できないお取引：以下①～④の取引

- ① 現物取引の「買」
- ② 信用取引の「買新規」
- ③ 信用取引の「買返済」
- ④ 信用取引の「売新規」

注) ④については実施期間中、「買返済」できないため、①～③と同様、受託停止と致します。

※ 公開買付け制度におきまして、公開買付者およびその特別関係者*は公開買付期間中、公開買付けによらないで対象者の株式を買い付けること（お客様からのご注文による買付けを含みます。）は法律で禁止されております。

以上